



児童手当・特例給付の「現況届」を忘れずに！

現況届は、6月分以降の手当を受給するために必要な届け出です。児童手当・特例給付を受給している方は、6月1日現在の状況をお知らせください。

受付窓口

保険年金課医療係

(市役所本庁舎1階5番窓口)

提出期限

6月28日(金)

対象となる受給者の方へ、6月上旬に現況届の用紙を郵送します。窓口へ直接お持ちいただくか、同封の返信用封筒に切手を張り付けて投かんしてください。

2月～5月分の児童手当は、6月5日(水)に振り込みます。入金確認は翌日以降にお願いします。



桜菓子姫

支給額 (月額)

対象となる児童		支給月額	特例給付(※1)
3歳未満		15,000円	5,000円
3歳以上 小学校修了前	第1子・第2子	10,000円	
	第3子(※2)以降	15,000円	
中学生		10,000円	

※1 特例給付…所得制限を超えた場合に支給

※2 第3子……監護、養育する児童のうち、18歳までの児童の年齢順に第1子、第2子、第3子と数える

所得制限限度額

扶養親族数	限度額	収入額の目安
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円

☎ 保険年金課医療係 ☎ 355-6519

シリーズ



塩竈市独自の小中一貫教育

～未来に羽ばたく塩竈っ子のために～



なのつち

しおがま「学びの共同体」による授業づくり

今年度で3年目を迎えた小中一貫教育では、市内すべての小中学校で、どの子ども「できる・分かる」喜びを味わえる授業づくりに取り組んでいます。

この授業づくりは、来年度からスタートする新学習指導要領の中核である「主体的・対話的で深い学び」による授業改善に先駆的に取り組むものです。一人の教師が子どもたちに講義形式で行う「一斉授業」から、子どもたちが対話を通して問題解決に取り組む「協同的な学びの授業」への転換を図ります。



▲2人一組での協同的な学び



▲クラス全体での協同的な学び

この授業改革は、学校だけでなく、保護者、地域の皆さんの協力もいただきながら、児童生徒と教職員、保護者、地域の三者が連携して「学びの共同体」を組織し、授業をより質の高いものにしていくものです。

市ホームページに「塩竈市独自の小中一貫教育」のページを作成しました！取り組みなどはこちらから見るができます。



かきたん

☎ 学校教育課学校教育係 ☎ 365-3216